

木暮義代表ト爲リ宮田專務取締役ニ會見提出シタルカ宮田ハ
追々回答スル旨ヲ述ヘ會見シテレ

七五〇

(1) 事業監側

A. 本会社ハ昭和四年十二月濱田伍寅男ナル者發企入來產
多外數名創立委員ト爲リ。是年四月廿六日創立登記ラ爲シ
タルカ其間不正アリ。是年五月廿九日、株金ハ金額私込ト爲リ
居ルモ事實ハ十五万圓位シ。シテ内十萬圓ハ現物出資ナリ
ト謂フ。而レテ八萬圓位シ。

B. 每年一月現社長ト
交代シタルタリ。ニシテ前之處ハ社外、三輪某ト策動シテ
打開第ヲ構セシトし。後は東京日々新聞社吉武謹役
ノ背景トシテ宣傳ヲ自己。手中ニ收メシト策セリ。

B. 中里社長宮田專務ハ各別。當初、定期會見ト會見シ
タル結果何等カ、安樂成。

宮田ハ後述

(2) 稽業監側

一月廿六日社内ニ於テ全体会議ヲ開キ別記(二)如キ決議ヲ
爲シ且つ宮田委員十名ヲ選定セリ

(3) 交渉状況

A. 一月廿五日午後四時半分社内ニ至事業監側 宮田專務
即本常務(社長不在)爲メ代理トシテ

稽業監側 天草彌輔長外社員五名職工二名ト會見

稽業監側ヨリ決議文(別記二)對乙ル回答ヲホメ宮田ハ
社長ヨリ依頼セラシタリトテ未払給料)支払ヲ三月十五
日迄延期シ水メタルカ結局不納。終エリ

B.廿六日午後五時半分東松ビルニ至事業監側中里社長、宮
田專務 稽業監側 宮田委員八名ト會見